

## 城柵との比較からみた鞠智城の管理・経営体制

岡崎怜央

本稿は近年の城柵研究の進展を受け、鞠智城と東北の城柵について、両者の軍事・支援機能に加え、管理・経営体制の面からも比較分析を加えることで、築城時と九世紀、それぞれの鞠智城の機能とその社会的位置づけを論じたものである。

第一章では、築城時における鞠智城の軍事・支援機能に比較分析を加え、前者については由理柵と覚鑿城における軍事機能から、後者については多賀城から胆沢城に対する軍糧・兵員輸送の事例から検討を加えた。その結果として、鞠智城が古代官道である「車路」沿いにあることで、敵の侵入を遮断する機能を有し、かつ百キロメートル以内において支援機能を有するため、大宰府に対する支援機能を発揮し得たと結論付けた。第二章では、築城時における鞠智城の管理・経営体制について比較分析を行った。ここでは最初に、城柵が有事にも自律的に蝦夷支配を展開できるよう、柵戸と夷俘を経営基盤として人的・物的資源をある程度自給自足する経営体制を有していたことを確認した。これに対し、鞠智城は大宰府の管理・指揮下にて機能することが想定されており、城柵のような自律性は有していなかったと結論付けた。

第三章では、九世紀における鞠智城の管理・経営体制について比較分析を行った。なかでも九世紀の大宰府管内における軍備縮小と、新羅に対する警戒感の高まりに注目し、鞠智城ではこうした情勢の下、経営維持のために周辺集落が経営基盤に組みこまれたと推測した。この結果、鞠智城は城柵と同様、人的・物的資源をある程度自給自足し、有事には周辺住民と城柵とが一体となって防衛にあたる、自律的な組織として再編成されたことを明らかにした。またこの再編成によって鞠智城は、軍備縮小により軍糧や兵員の輸送が困難となる大宰府管内において、肥後国における対新羅用の軍事拠点として、高い戦略的価値を有するようになったと結論付けた。



# 城柵との比較からみた鞠智城の管理・経営体制

岡崎伶央

はじめに

西日本の古代山城は鞠智城を含め、その多くが対外防衛における拠点として築城された。これに対し、東北の城柵は、越後・出羽・陸奥・三国司の職掌である「饗給。征討。斥候。」に基づく蝦夷支配の拠点として造営され（今泉一九九〇）、国郡支配を準備するなど（平川一九八七）、行政組織としての性格が濃厚であるとの評価を受けてきた。ところが近年の発掘成果によって、城柵はその用途によって、多様な形態及び機能を有することが明らかとなったことで（村田二〇〇四、村田二〇〇七）新たな城柵理解が模索されるようになった（熊谷二〇〇九）。

こうした城柵研究の進展は、古代山城研究と決して無関係ではなく、城柵に関する新たな知見を古代山城に当てはめることによって、古代山城研究の進展にも寄与するものと考えられる。そこで本稿では、近年の城柵研究の成果を踏まえ、鞠智城と城柵との比較分析を加える事で、鞠智城の有した機能について考察を加える。また、これと併せて、本稿では、管理・経営体制の面からも両者の比較分析を行う。鞠智城と城柵はともに有事に機能することが想定された組織である点に共通性があり、また、軍事機能を果たすにあたって、多くの人的・物的資源を必要とする点でも共通点がみられる。そこでこの二つの共通点に焦点を当て、両者の管理・経営体制について比較・検討を加えることによって、鞠智城を含む古代山城の運用思

想を明らかにする。また、九世紀ごろの鞠智城にみられる機能変化によって、鞠智城が地域社会において獲得した位置づけの解明を試みる。

## 一、鞠智城と城柵

### (1) 鞠智城の時期区分

鞠智城の管理・経営体制の変化を考えるにあたって、まずはその変化と密接に関わるとみられる鞠智城の時期区分についてみておきたい（熊本県教育委員会二〇一二）。鞠智城の時期区分については、次の五期区分が用いられる。

#### I期（7世紀第3四半期～第4四半期）創建期

外郭線が構築されていくなか、掘立柱建物群が建設され、貯水池が造成される。城としての主たる施設が整備されていった段階。

#### II期（7世紀末～8世紀第1四半期前半）隆盛期

城の管理・運営を掌ったとみられる「コ」字形に配置された掘立柱建物群や総柱建物群が出現する。内部施設の充実が図られた段階。

#### III期（8世紀第1四半期後半～8世紀第3四半期）転換期

掘立総柱建物が小型礎石を使用した礎石建物へと建て替えられるなど、施設の耐久性向上が図られる。

IV期（8世紀第4四半期～9世紀第3四半期）変革期

礎石建物の大型化が図られる一方、「コ」字形建物群が消失し、貯水池の一部が埋没し始まる。

V期（9世紀第4四半期～10世紀第3四半期）終末期

礎石建物が焼失するなど、機能が著しく低下するものの、新たに大型礎石建物が造営されており、城は存続。

## (2) 鞠智城の築城とその目的

城柵は先述のように、大化の改新後に国家支配の北進とともに造営された。その初期形態である磐舟柵については「以備<sup>2</sup>蝦夷」のために造営され、当初より蝦夷支配の拠点としての機能を備えた施設であったと考えられる。その後、城柵は神龜元年（七二四）に築城された多賀城以降、区画施設を有する政庁と、築地塀などからなる外郭の二重構造を基本とするようになった。これ以降も城柵は造営が続けられ、三十八年戦争を経たのち、延暦二十四年（八〇五）の徳政相論によって拡大政策が放棄されると、城柵の造営についても停止されるに至った<sup>4</sup>。

一方、鞠智城含む西日本の古代山城は、その多くが天智二年（六六三）の白村江での敗戦を受け、大宰府を中心とする対外防衛体制が構築される中で築城された。ただし鞠智城の場合、大宰府から六十二キロも離れた位置にあり、かつ他の古代山城と異なり内陸部に位置することから、その設置目的については、対外防衛以外の機能をもちたと推測されている。そこで注目されるのが、「車路」と呼ばれる古代官道の存在である（第1図）。鞠智城はこの官道沿

い位置しており、特に筑紫から薩摩、有明海側から豊後・日向へと通じる交通の要衝に位置していたことが明らかとなっている。（鶴嶋一九九七）。また、鞠智城は菊池川流域の穀倉地帯である菊鹿盆地の近隣にも位置しており、ここから得られる稲穀の輸送・貯蓄において鞠智城が何らかの働きをしたことが考えられる。

こうした鞠智城の設置目的とその機能をめぐる議論において、基礎となる仮説を示したのが坂本経堯氏である（坂本一九三七）。坂本氏は鞠智城の機能について、①有明海から侵入した外敵に対する防衛、②大宰府の有事に備えた物資・兵器の貯蓄、③熊襲・薩摩への備えであるとの仮説を示し、この仮説はその後の研究でも発展的に継承されていった<sup>5</sup>。



第1図 西海道の駅路と古代山城・城柵

以上のように、城柵はその設置目的を当初から蝦夷支配としていたのに対し、鞠智城は対外防衛の他にも何らかの機能を有したとみられるもの、これについてははつきりしない。そこで次節では坂本氏が示した仮説のうち、①のについては鞠智城と城柵の軍事機能

を比較することで、②、③については、軍糧・兵員の輸送における両者の支援機能を比較することでその実現性について考察を加える。

### (3) 城柵の軍事機能

城柵の軍事機能について、これまでの研究では特に考古学的な視角から、軍事施設としての脆弱性が指摘されてきた。しかし史料からは、城柵が特に敵の侵入に対する防衛拠点として、その軍事機能を発揮した事例が確認できる。そこでまず注目したいのが、出羽国鎮狄將軍である安倍家麻呂が一度廃城となつた秋田城の再興を定めた際の次の史料である。

【史料1】『続日本紀』宝龜十一年八月乙卯(二十三日)条

(上略)下報曰。夫秋田城者、前代將相僉議所<sub>レ</sub>建也。禦<sub>レ</sub>敵保<sub>レ</sub>民。久經<sub>二</sub>歲序<sub>一</sub>。一旦<sub>レ</sub>拳而棄<sub>レ</sub>之。甚非<sub>二</sub>善計<sub>一</sub>也。宜<sub>下</sub>且遣<sub>二</sub>多少軍士<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>之鎮守<sub>上</sub>。勿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>屺<sub>二</sub>彼<sub>一</sub>。彼<sub>レ</sub>歸服之情<sub>一</sub>。仍<sub>下</sub>即差<sub>二</sub>使若国司一人<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>專當<sub>一</sub>。又由理柵者、居<sub>二</sub>賊之要害<sub>一</sub>、承<sub>二</sub>秋田之道<sub>一</sub>。亦宜<sub>二</sub>遣<sub>レ</sub>兵相助防禦<sub>一</sub>。(下略)

【史料1】では、秋田城の再興にあたって、由理柵に兵を送り、共同で防衛にあたる事が下令されている。ここにみえる由理柵は「居<sub>二</sub>賊之要害<sub>一</sub>」とあることから、特に蝦夷の重要拠点上であり、「亦宜<sub>二</sub>遣<sub>レ</sub>兵相助防禦<sub>一</sub>」とあることから、蝦夷の侵入を阻止する役割を有したとみられる。また同様の設置目的は次の覚繁城の事例からも窺うことができる。

【史料2】『続日本紀』宝龜十一年二月丁酉(二日)条

陸奥国言、欲<sub>下</sub>取<sub>二</sub>船路<sub>一</sub>伐<sub>中</sub>撥遺賊<sub>上</sub>、比年甚寒、其河已凍、不得<sub>二</sub>通船<sub>一</sub>。今賊来犯<sub>レ</sub>已。故先可<sub>レ</sub>塞<sub>二</sub>其寇道<sub>一</sub>。仍須<sub>下</sub>差<sub>二</sub>發軍士三千人<sub>一</sub>、取<sub>二</sub>三四月雪消、雨水汎溢之時<sub>一</sub>、直<sub>中</sub>進賊地<sub>上</sub>。因造<sub>二</sub>覚繁城<sub>一</sub>。於是下<sub>レ</sub>勅曰、海道漸遠、来犯無<sub>レ</sub>便。山賊居<sub>レ</sub>近、伺<sub>レ</sub>隙来犯、遂不<sub>二</sub>伐撥<sub>一</sub>、其勢更強。宜<sub>下</sub>造<sub>二</sub>覚繁城<sub>一</sub>得<sub>中</sub>胆沢之地<sub>上</sub>、兩國之息莫<sub>レ</sub>大中於斯。

ここでは蝦夷の攻撃に対し、その侵入路を塞ぐために覚繁城を造るとあり、由理柵と同様、覚繁城もまた、敵の侵入路を塞ぐための軍事拠点としての役割が確認される。特に由理柵と覚繁城が交通の要衝における防衛拠点として機能したことを鑑みると、これと同様、有明海方面から筑紫・大宰府方面へ向かう車路上に位置した鞠智城についても、敵の攻撃に際して、軍事機能の発揮が期待されたことが考えられる。

### (4) 城柵の支援機能

坂本氏が示した仮説②、③のうち、特に③について、鞠智城と軍人の居住する薩摩地域との距離が一〇〇キロメートル以上離れており、隼人対策を主とする施設として、距離が離れすぎているとの指摘がなされている(木村二〇一四)。そこで城柵における軍糧・兵員輸送における支援距離に検討を加えることで、その実現性を考えてみよう(第2図)。

城柵の支援機能について、延暦八年(七八九)に実施された桓武朝の第一次征討では、補給基地の玉造塞<sup>6</sup>から直線距離で六三キ

ロメートルの距離にある胆沢城への軍糧輸送の事例が確認できる(五十嵐二〇一五)。これより長距離への支援を行おうとした城柵の事例として注目されるのが、多賀城から胆沢城への兵員輸送の事例である。

【史料3】『統日本後紀』承和六年四月丁丑(二十六日)条

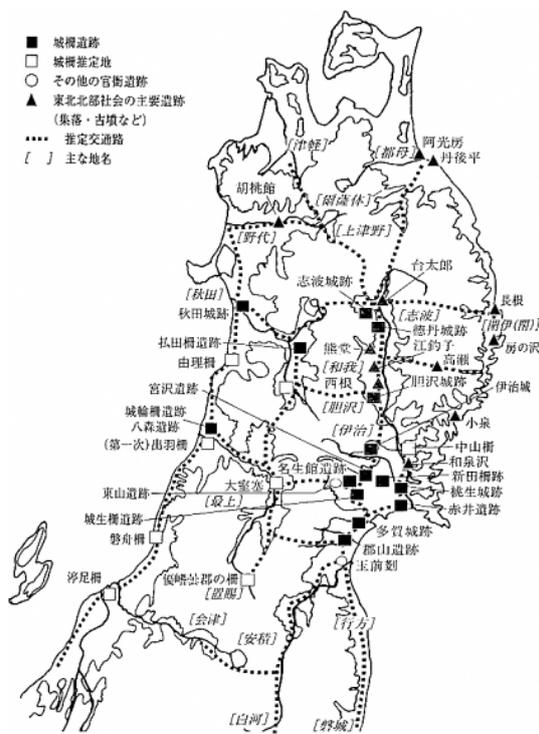
(上略) 勅符陸奥守正五位下良岑朝臣木連、鎮守將軍外從五位下匝瑳宿祢末守等、得今月十三日奏狀、知調發援兵一千人。案奏狀稱、災星屢見、地震是頻、奥県百姓、多以畏逃。又胆沢多賀両城之間、異類延蔓、控弦数千、如有警急。難可支禦。須下徵發援兵、静民赴農。又多賀城者、為胆沢之後援、不益兵數。何以救急。(中略)今依請許之。宜下能守要害兼制權變上。

【史料3】では、承和六年(八三九)に、胆沢城と多賀城との間で武装した俘囚(控弦)が多数いるため、「胆沢之後援」である多賀城で援兵が行われている。特に多賀城の援兵については「救急」とあることから、有事の際に胆沢城へと派遣するための援兵であったと考えられる<sup>7)</sup>。多賀城と胆沢城との間は直線距離にして九十七キロメートルの距離があるが、史料からはこの距離において多賀城は胆沢城への支援拠点として機能し得たことが確認される。但し次の史料より、多賀城が実際にこの距離間で支援機能を発揮することは現実的には困難であったことが窺われる。

【史料4】『日本後紀』弘仁五年十一月己丑(十七日)条

陸奥国言、胆沢・徳丹二城、遠去三國府、孤居塞表。城下及津輕狄俘、野心難測、至於非常。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>備。伏望豫備<sub>二</sub>糶塩<sub>一</sub>、収<sub>二</sub>置両城<sub>一</sub>者。許<sub>レ</sub>之。

ここでは弘仁五年(八一四)に、胆沢城と徳丹城が陸奥国府である多賀城までの距離が遠く、孤立するなか、周辺の狄俘に不穏な動きがあるとして、両城での事前の食料備蓄を陸奥国が申請し、これが許されている。この対応から実際の輸送において、およそ一〇〇キロメートルも離れた地点への輸送が現実的ではなかったことが窺われる。そこで先学が指摘するように、鞠智城から一〇〇キロメートル以上離れた陸奥地域への軍糧・兵員輸送において鞠智城が支援機能を直接発揮できたとは考えにくい。一方、鞠智城から六二キロ



第2図 古代東北の城柵と推定交通路

メートルの位置にある大宰府への支援機能は認められよう。よって鞠智城の当初の設置目的については、有事における大宰府支援が想定されていたと考えられる。

以上の鞠智城と城柵との比較から、鞠智城の設置目的とその機能については、坂本氏が提示した①、②、③のうち、特に①と②については鞠智城においても城柵と同様に機能したと考えられる。

続いて次章では鞠智城と城柵との管理・経営体制を比較することで、両者の性格について考察を加える。

## 二、城柵との比較からみた鞠智城

### (1) 城柵の管理体制

先に城柵の管理・経営体制について検討を行う。律令制下において城柵は国司が管理しており、現地管理を担当する官人の地位として「城主」があつたことが次の史料から確認できる。

【史料5】『養老令』軍防令52 辺城門条

凡<sub>レ</sub>辺城門、晚開早閉。若有<sub>二</sub>事故<sub>一</sub>、須<sub>二</sub>夜開者<sub>一</sub>、設<sub>レ</sub>備乃開<sub>一</sub>。

若城主有<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>、須<sub>二</sub>出<sub>レ</sub>城檢行<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>俱出<sub>一</sub>。其管<sub>レ</sub>鑑、城主自掌。執<sub>レ</sub>鑰開閉者。簡<sub>二</sub>謹慎家口重大者<sub>一</sub>充<sub>レ</sub>之。

【史料6】『養老令』衛禁律辺城門条

凡越<sub>二</sub>兵庫垣、及筑紫城<sub>一</sub>、徒一年。陸奥越後出羽等柵亦同、(中略)即兵庫及城柵等門、応<sub>レ</sub>閉忘誤不<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>鍵、若毀<sub>レ</sub>管鍵一而開、各杖六十、錯下<sub>レ</sub>鍵、及不<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>鑰而開者、即城主無<sub>レ</sub>故

### 開閉者と越罪同。

【史料5】は「辺城門」の開閉と鑰の管理に関する条文で、ここでいう「辺城」は「筑紫城」と「陸奥・越後・出羽柵等」を指し（今泉一九九〇）、これによると城主は城門の開閉と鑰の管理を行うという。また【史料6】では、理由なく門の開閉を行った城主については越罪と同様に扱うとしており、これより城主は、城門と鑰の管理を掌つたとみられる。

またこのほか城柵では、律令に規定がない地位として「城司」が置かれ、九世紀の秋田城や雄勝城において「秋田城城司」や「雄勝城城司」として国司が赴任していたことが確認できる（熊谷二〇〇七）。これら城司は城柵にて蝦夷支配の指揮を執り、後述する城柵の自律的な組織としての機能を支えたものと考えられる。

### (2) 城柵の経営基盤

それでは次に城柵の経営基盤を見てみよう。城柵経営に特徴的なこととして、城柵に付属する柵戸や夷俘によって、人的・物的資源が生産・供給されたことが挙げられる（熊谷一九九〇）。

柵戸は坂東諸国や北陸道諸国などの他地域から国家によって城柵周辺へと移配・把握された公民身分に属する人々であり<sup>10</sup>、城柵周辺に移配・定着することで、その地域の安定化に貢献することが期待された。柵戸の存在は初期城柵である淳足柵や磐舟柵から確認され、九世紀初頭の胆沢城まで移配が続けられたことが確認される。

もう一方の夷俘は、ここでは国家に服属した蝦夷と俘囚を指す。古垣玲氏によると、前者が地縁的集団性を維持したまま国家に服属・

把握された人々であり、後者が集団性を失い、個別的に服属・把握された人々を指すという（古垣一九八八）。これら夷俘は城柵から食料等を支給されることで、柵戸と同様、地域への定着が図られた。七世紀後半にはこれに類似した存在として「柵養蝦夷」が確認されることから<sup>11)</sup>、城柵への夷俘の付属は柵戸と同じく、初期城柵から行われていたとみられる。これら柵戸や夷俘は城柵の周辺に住み、城柵経営に必要な軍糧や労働力を生産・供給したとされ、この自給自足により城柵は、有事にも自律的に蝦夷支配を展開することができた（熊谷一九九〇）。例えば次に掲げる史料では、城柵に付属したとみられる柵戸や夷俘が、城柵の造営に当たって、労働力として使役されたことが確認される。

【史料7】『続日本紀』天平宝字二年十二月丙午（二日）条

徵<sup>三</sup>発坂東騎兵。鎮兵。役夫。及夷俘等<sup>一</sup>。造<sup>三</sup>桃生城・小勝柵<sup>一</sup>。五道俱入。並就<sup>三</sup>功役<sup>一</sup>。（下略）

また後述するように、こうした経営体制を採用するがゆえに、城柵では柵戸・夷俘らの定着が必須とされ、有事には彼らを保護する必要があった。そこで注目したいのが次の史料である。

【史料8】『続日本紀』宝龜六年三月丙辰（二十三日）条

陸奥蝦賊騒動。自<sup>レ</sup>夏涉<sup>レ</sup>秋、民皆保<sup>レ</sup>塞、田疇荒廢。詔復<sup>三</sup>当年課役田租<sup>一</sup>。

【史料8】では、この前年にあたる宝龜五年（七七四）の桃生城

襲撃から始まった三十八年戦争によって、柵戸とみられる民が夏から秋にかけて城柵に籠城し、これを守っていたとする。この記述からは有事において城柵と柵戸は、相互に協力しあう関係にあったことが見て取れる。また、これと同様の事象は次に掲げる史料からも確認される。

【史料9】『続日本紀』宝龜十一年三月丁亥（二十二日）条

（上略）至<sup>レ</sup>是皆麻呂自為<sup>三</sup>内応<sup>一</sup>、唱<sup>三</sup>誘俘軍<sup>一</sup>而反。先殺<sup>三</sup>大楯<sup>一</sup>、率<sup>レ</sup>衆圍<sup>三</sup>按察使広純<sup>一</sup>、攻而害<sup>レ</sup>之。独呼<sup>三</sup>介大伴宿祢真綱<sup>一</sup>開<sup>三</sup>圍一角<sup>一</sup>而出、護<sup>三</sup>送多賀城<sup>一</sup>。（中略）城下百姓競入欲<sup>レ</sup>保<sup>レ</sup>城中<sup>一</sup>。而介真綱、掾石川淨足、潜出<sup>三</sup>後門<sup>一</sup>而走。百姓遂無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>抛、一時散去。（下略）

ここでは宝龜十一年（七八〇）の伊治皆麻呂の乱にて、陸奥介大伴真綱の下、柵戸とみられる百姓が多賀城に籠城して城の防衛に当たろうとしたが、真綱が城を抜け出したことで百姓らも散り散りになってしまったという顛末を伝える。この際においてもやはり城柵と柵戸とは相互に協力しあう関係にあったことが窺われる。

さらに同様の関係は、城柵と夷俘との間にも存在したことが確認でき、それが次に掲げる秋田城の停廢に関する史料である。

【史料10】『続日本紀』宝龜十一年八月乙卯（二十三日）条

出羽国鎮狄將軍軍安倍朝臣麻呂等言、狄志良須俘囚宇奈古等款曰、己等抛<sup>三</sup>憑官威<sup>一</sup>、久居<sup>三</sup>城下<sup>一</sup>。今此秋田城、遂永所<sup>レ</sup>棄歟。為<sup>レ</sup>番依<sup>レ</sup>旧還<sup>レ</sup>保乎者。（下略）



第3図 三重構造城柵（伊治城）

この史料では秋田城の停廃について、城付属の夷俘であったとみられる志良須と宇奈古らが、自らは朝威に頼って秋田城下に居住していたとし、秋田城の存続を願い出ていることから、この志良須らもまた、有事においては停廃前の秋田城から保護を受けていたものと考えられる。

さらに注目したいのが、八世紀後半から九世紀初頭にかけて城柵の一類型として確認される三重構造城柵である（第3図）。これは伊治城や払田柵などにみられる構造であり、それまでの二重構造に加え、柵戸や夷俘の居住域とみられる箇所を区画施設で囲んだ三重構造を有する城柵である（村田二〇〇四）。こうした構造は蝦夷に

よる攻撃の激化を受けて登場したとみられるが、この事は城柵の維持において、特に柵戸や夷俘の存在が必要不可欠であったことを示していると考えられる。また宝龜十一年（七八〇）秋田城の放棄をめぐって出羽鎮狄將軍であった安部家麻呂が「夫秋田城者、前代將相僉議所<sup>レ</sup>建也。禦<sup>レ</sup>敵保<sup>レ</sup>民」と発言しており<sup>1,2</sup>、城柵の守るべき対象を民としている点は注目される。

ここまで両者を比較した場合、有事を除いて人的・物的資源をあまり必要としない鞠智城などの古代山城と、蝦夷と境を接し、不安定な地域に置かれる城柵との間では、その経営体制に大きな差異が存在することが確認できた。

### (3) 鞠智城の管理体制

次に鞠智城の管理・経営体制についてみてみよう。鞠智城は次の『続日本紀』の記事より、初めてその姿が史料上に登場する。

【史料11】『続日本紀』文武二年五月甲申（二十五日）条  
 令<sup>三</sup>大宰府繕<sup>二</sup>治大野、基肆、鞠智三城<sup>一</sup>。

この史料では文武二年（六九八）に大野城・基肆城・鞠智城の三城を大宰府に繕治させた<sup>三</sup>とあり、この時の鞠智城が大宰府の管理下にあったことが窺われる。

また律令制下に入った山城の管理については、職員令70大宰府条に大宰帥の職掌に「城牧」があることから、引き続き大宰府が直接の管理を担当したものと推測される。なお、先ほどの【史料5】および【史料6】は山城である鞠智城にも適用され得るゆえ、城柵同

様、鞠智城にも城の鑰を掌る「鞠智城主」が存在した可能性が考えられる<sup>130</sup>。

また、大宝律令の施行と共に軍団兵士制が成立するが（橋本一九九〇）、軍防令には「凡城隍崩頽者、役<sup>二</sup>兵士<sup>一</sup>修理。」とあり<sup>14</sup>、この「城隍」は古代山城や城柵、水城を指すとみられることから、古代山城には軍団兵士が上番したとみられる（鈴木二〇一〇）。

#### (4) 鞠智城の経営基盤

鞠智城の経営基盤となる物的資源について、城内の貯水池から次の札付木簡（荷札木簡）が出土している事が注目される。

#### 【史料12】 鞠智城跡出土木簡

「・秦人忍<sup>(米九)</sup>□ 五斗」

一三四×二六×五 〇三二

この木簡は七世紀第3四半期から八世紀第4四半期の層から出土しており、（熊本県教育委員会二〇一四）秦人忍なる人物によって鞠智城に米五斗が貢納されたことを示す。特に木簡には国名・郡名・郷名の記載がないことから、米は鞠智城と同じ菊池郡内から貢納されたとみられ、ここから鞠智城の経営において、必要な物資等は現地の菊池郡によって確保されていたとみられる（佐藤二〇一四）。特にこれは米が重貨であることから、鞠智城のような地形的に運糧の負担が大きい地域への輸送負担を極力減らすための措置であったと考えられる。また、有事に際しては、迅速かつ大量に軍糧の確保が必要となるため、そうした面で、菊鹿盆地で生産される軍糧等を得やすい菊池郡からの供給が選択されたとみられる。

一方、鞠智城において経営に必要な人的資源がどのように供給されたかは明らかではない。しかし蝦夷支配の拠点である城柵と比べ、古代山城である鞠智城の経営については、平時には多くの人員を必要としないため、上番する軍団兵士がこれらを供給したと推測される。

#### (5) 両者の管理・経営体制の比較

両者の比較からまず分かることとして、城柵には城司制が敷かれており、かつ人的・物的資源がある程度自給自足できるなど、組織としての自律性が高いことが指摘できる。これは熊谷氏が指摘するように、城柵が蝦夷と境を接する不安定な地域での運用を想定した組織であったことが理由として挙げられよう（熊谷一九九〇）。

一方鞠智城については、物的資源が現地の菊池郡から供給される点で、城柵との間に共通点がみられる。しかし鞠智城は地域的に安定した肥後国内にあり、その運用については、大宰府を中心とする対外防衛体制の中、大宰府の管理・指揮下での運用が想定されていたとみられることから、鞠智城については特に組織としての自律性が求められることはなかったと推測される。

しかしIV期に入ると、こうした鞠智城の管理・経営体制については大きな変化がみられるようになる。この変化については次節で詳しく述べることにする。

#### 三、鞠智城における管理・経営体制の変化

##### (1) IV期における鞠智城の管理体制の変化

IV期に入った鞠智城では、貯水池が一部埋没を始め、城としての

機能の低下がみられるなど、その管理の在り方に変化が生じる。さらに建物の大型化がみられ、この頃より鞠智城は食糧等の備蓄機能を主とする施設へと変化していく(熊本県教育委員会二〇一二)。

また、鞠智城の管理体制についていえば、次の二史料より、鞠智城の管理の中心は、この頃までに大宰府から肥後国・菊池郡へと移動したとみられる。

【史料13】『文徳実録』天安二年(八五八)閏二月丙辰・丁巳条  
肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。丁巳。又鳴。

【史料14】『日本三代実録』元慶三年(八七九)三月十六日条  
(上略) 又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

これらはいずれも鞠智城の兵庫に収められていた鼓がひとりで鳴ったとする怪異記事である。ここで注目すべきは【史料13】において、鞠智城の怪異を報告したのが、大宰府ではなく肥後国であったことである。これより鞠智城の管理主体は、このころまでに大宰府から肥後国へと移った可能性が指摘されている。また、【史料14】にて鞠智城が「菊池郡城院」と呼ばれていることから、鞠智城が菊池郡と深い関わりを有していたことが窺われる。こうした変化は、鞠智城が直ちに大宰府の管理下を離れたことを意味するものではないものの<sup>16</sup>、その経営に肥後国及び菊池郡が深く関与するようになったという変化を示すものとして注目される。

## (2) 経営基盤の変化

管理体制の変化は現地管理の面についてもみられる。この頃の鞠智城の出土土器の変遷をみると、城を管理する人々の数及びその性格について変化が生じていることが窺われる。(第1表)すなわちIV期が始まる八世紀第3四半期において、鞠智城から出土する土器の中心は須恵器であり、なかでも熊本県荒尾市周辺に位置する荒尾窯跡で生産されたとみられる須恵器が数多く確認されている。しかし九世紀第1・2四半世紀に入ると、土器全体の出土数が大きく減少するとともに、須恵器の出土が確認されなくなり、かわって土師器が出土土器の中心を占めるようになる変化がみられる。また、これら土師器には在地的な様相をもつものが多数みられるなど、その性格の変化が確認される(熊本県教育委員会二〇一二)。こうした出土土器の数量および構成の変化をめぐっては、変化が生じる九世紀第1四半期が、大宰府管内における軍団兵士の定員が大幅に削減される時期と一致することが注目される。

前章三節で先述したように、律令制下において古代山城には、軍団兵士の上番が想定されていた。軍団兵士制は全国的には延暦十一年(七九二)に廃止されたものの、辺要とされた大宰府管内諸国では、九世紀に入るまでは依然として維持されており、かつこの間に大宰府管内の軍団兵士の定員については大きな変動はなかったとされる(山内一九七〇)。しかし弘仁四年(九一三)に至り、大宰府管内の軍団兵士はその定員を一挙に削減されることとなった。それが次の史料である。

【史料15】『類聚三代格』卷一四、弘仁四年八月九日太政官符

太政官符

應<sub>レ</sub>減<sub>二</sub>定諸国兵士<sub>一</sub>事

合兵士一万七千一百人

減<sub>二</sub>八千一百人<sub>一</sub> 定<sub>二</sub>九千人<sub>一</sub>

筑前国四千人 団四

減<sub>二</sub>二千人<sub>一</sub> 定<sub>二</sub>二千人<sub>一</sub> 団別五百人

(中略)

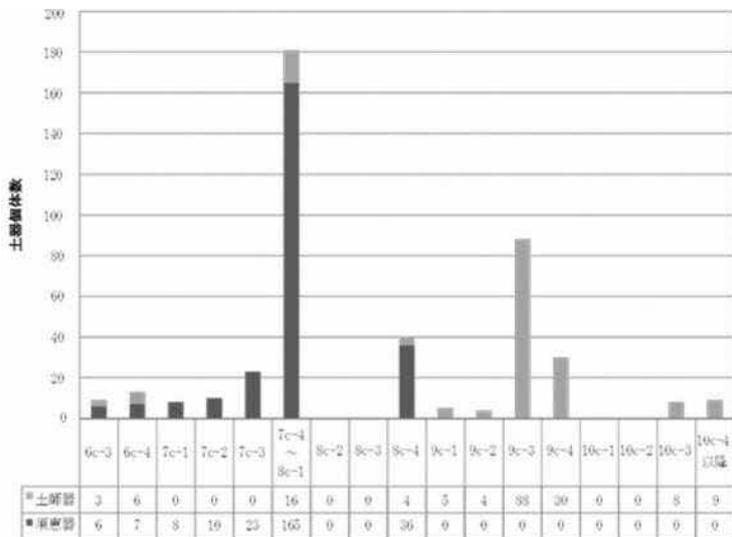
肥後国四千人 団四

減<sub>二</sub>二千人<sub>一</sub> 定<sub>二</sub>二千人<sub>一</sub>

右被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>勅、兵士之設本備<sub>二</sub>非常<sub>一</sub>、辺戍之要莫<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>此。誠須<sub>下</sub>蓄<sub>レ</sub>力養<sub>レ</sub>銳、竊<sub>レ</sub>究是防、以<sub>レ</sub>逸待<sub>レ</sub>勞、当中彼機急<sub>上</sub>。今聞、府国之吏或非<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>、既違<sub>二</sub>公憲<sub>一</sub>、擅<sub>二</sub>役私門<sub>一</sub>。名是兵士、実同<sub>二</sub>役夫<sub>一</sub>、身力疲弊不足<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>兵。雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>非常<sub>一</sub>、何能得<sub>レ</sub>支。今区寓又寧、中外無<sub>レ</sub>事、多置<sub>二</sub>戍兵<sub>一</sub>、徒利<sub>二</sub>貪吏<sub>一</sub>。静言<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>此、為<sub>レ</sub>弊良深。宜<sub>下</sub>留<sub>二</sub>其強壯者<sub>一</sub>、余皆依<sub>レ</sub>件減却<sub>上</sub>。(中略) 自今以後、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>役非理之事<sub>一</sub>、府国軍毅私<sub>二</sub>役<sub>一</sub>一人已上者、依<sub>二</sub>天平勝宝五年十月廿一日格<sub>一</sub>、解<sub>二</sub>却見<sub>一</sub>、永不<sub>二</sub>選用<sub>一</sub>。

弘仁四年八月九日

この弘仁四年の太政官符では、軍団兵士は本来有事に備えるべきところ、今は府国官人に私役されることで疲弊していると、その原因が「中外無<sub>レ</sub>事」であるにも拘らず、徒に兵を多く配備していることにあるとしている。そこで官符では、軍団兵士の定員をそれまでの一七二〇〇人から九〇〇〇人へと削減し、今後は府国官人や



第1表 鞠智城跡出土土器の時期別数量比較図

かつたと考えられる。

この時の軍備縮小によつては、鞠智城に上番する軍団兵士の兵員数についても、ある程度の減員がなされたと推測される。特に先に見た九世紀第一四半期の土器の減少は、鞠智城に上番する軍団兵士がこの時に減少したことを示すものと考えられる。また九世紀第一四半期より、これまでの須恵器に代わつて、在地的な要素を含む土師器が出土土器の中心を占めるようになる変化がみられることは、この頃に鞠智城に出入する人々の性格にも変化があったことを窺わ

軍毅による軍団兵士の私役を禁止するとしている。この軍備縮小によつては、鞠智城が所在する肥後国でも軍団兵士の定員が、それまでの四千人から二千人へと半減されている。また官符では、定員を削減する一方、その結番や上番日数については言及がみられず、この点については変更が加えられな

せるものである。これに関連して注目されるのが、岡田有矢氏の研究である。岡田氏はIV期より出土する土師器には調理具である甕や甑がほとんど確認できないことから、IV期の鞠智城に城内居住者がほとんどおらず、城が周辺集落によって管理された可能性を指摘している（岡田二〇二一）。また、海野聡氏は鞠智城の建物配列の規格性や精度から、建物の造営に在地系や肥後国の技術が用いられたと推測している（海野二〇一四）。

そこで取り上げたいのが、九世紀後半の大野城における城の管理・経営体制である。大野城は鞠智城と同時期に築城、繕治され、その後は鞠智城と同様、城内に倉庫群が形成され、食糧備蓄能力を主とするようになるなど、その管理・経営の面で鞠智城と共通点が多い（横田一九八三）。よって大野城の現地管理からは、この頃の鞠智城の現地管理との共通点が見出しうるものと考えられる。そこで注目したいのが次の史料である。

【史料16】『類聚三代格』卷十八、貞観十八年三月十三日太政

官符

太政官符

応大野城衛卒粮米依旧納城庫事

右参議権帥従三位在原朝臣行平起請備、被太政官貞観十二年

二月廿三日符一備、参議従四位上行大式藤原朝臣冬緒起請備、

除五使料之外、庸米并雜米総納税庫一、毎月下行。若非

有判行一、輒以下用、監当之官准法科罪。官符之旨固有

宜然。但至于件城一、城辺人居、或屋舎頽毀、或人跡断絶、

仍問城司等一、申云、此城衛卒卅人、粮米毎月廿四斛、元来

納城庫一。爾時城庫辺百姓等、遂往還之便一、求売買之利一。従納税庫一以来、人衆無到、売買失術。百姓逃散、惣而由此者。夫守城在、人聚、人在食。望請、件粮米特納城庫一者。右大臣宣、奉勅、依請。

貞観十八年三月十三日

この太政官符は、参議権帥在原行平の起請を受けて、貞観十八年（八七六）三月十三日に下されたものである。行平の起請によると、貞観十二年二月二十三日の太政官符にて、大宰府の五使料を除く庸米及び雜米はすべて大宰府の税庫に納めさせ、そこから毎月取り出させることにしたところ、大野城周辺で人の往来が途絶えたという。行平がその理由を大野城司に問うたところ、大野城では元来、上番している衛卒四十人分の粮米二十四斛を城庫に納めていたとい、その売買を求めて城庫周辺に居住する百姓等が大野城との間を行き来していたという。しかし、貞観十二年の官符によって、粮米が城庫に納められなくなると、売買が望めなくなった百姓たちは逃散してしまつたと述べた。そこで貞観十八年の官符によつては、大野城では旧制に復して、再び粮米を城庫に納めることにしたという。ここに引用される貞観十二年二月二十三日の太政官符は、『日本三代実録』の同日条にその全文が引用されている。これによると、貞観十二年以前にて、大宰府管内の雜米・庸米は、諸司・諸所へと直接納入されていたが、これは未進や欠負の有無によつて諸司・諸所間での財政状況に格差を生じさせ、加えて納入を監督する府官人による不正が生じまつたという。そこで貞観十八年の官符に引用される出納方式に改めたことで、財政の均等化と管理の厳格化を

図ったが、行平はこの方式による弊害が大野城で生じているとして、その窮状を訴えるところとなった<sup>19</sup>。

この官符より、この頃の大野城には衛卒四十人が上番していたことが確認できる。衛卒は天長三年（八二六）に大宰府管内で軍団兵士制が廃止されるに際し、新たに導入された選士・統領制にて、新設された兵種である<sup>20</sup>。この時衛卒は「富饒遊手之児」からなる選士一七二〇人（うち大宰府上番が四〇〇人）とともに、二〇〇人が置かれ、その職掌は「此府者九国二嶋之所<sup>21</sup>輻湊<sup>22</sup>、夷民往来、盜賊無<sup>レ</sup>時、追捕拷掠可<sup>レ</sup>有<sup>23</sup>其備<sup>24</sup>、加以兵馬廿疋、飼丁草丁、貢上染物所、作紙所、大野城修理等、旧例皆以<sup>25</sup>兵士<sup>26</sup>充<sup>27</sup>。」とされ、以前に軍団兵士が担っていた雑役を担うとされた。特にこの雑役の中には「大野城修理」が含まれることから、大野城の衛卒については主として城の管理を担ったと考えられる。

この貞観十八年の官符によつては、百姓らとの糧米の売買を復活させることで、彼らが大野城周辺へと連れ戻すことが意図されている。その理由について官符では「夫守<sup>レ</sup>城在<sup>レ</sup>人、聚<sup>レ</sup>人在<sup>レ</sup>食。」としており、これを軍事的な意味で捉え、有事における城の防衛戦力として、百姓らの徴発を目的とした措置であつたとする見方がある（鈴木二〇一〇）。

九世紀における大宰府管内にて、弘仁四年の軍備縮小以降、新羅に対する警戒感が高まっていた。すなわち九世紀の西海道諸国では、弘仁三年（八一二）に新羅賊船が対馬嶋に到着したのを皮切りに<sup>21</sup>、九世紀末に至るまで、頻繁に新羅海賊が近海に出没し、在地社会との間で衝突を生じた。特に貞観十一年（八六九）に新羅船が博多津に侵入し、豊前国の年貢船から絹綿を略奪し逃亡した事件は

<sup>22</sup>、中央政府に大きな衝撃を与えたとみられ、翌年にかけて大宰府及び鴻臚館の防衛強化が図られている<sup>23</sup>。さらに九世紀には西海道近海での新羅商人の活動も活発化しており、同時期の西海道諸国では、新羅に対する警戒感が高まっていた。また一方で、大宰府管内の兵員数は弘仁四年の軍備縮小以降、大きな増員が行われることは無かった。こうした状況は、この時の大野城に上番していた兵士がわずかに衛卒四十人のみであつたことから窺われ、そうした状況下にあつて、大野城では、兵士としての使役目的から、百姓の定住が必要とされたと考えられる。

さらに私見では、これら百姓は城の管理などの労働力としても使役されたと推測する。特に軍防令では「凡城隍崩頽者、役<sup>24</sup>兵士<sup>25</sup>修理。若兵士少者、聴<sup>26</sup>役<sup>27</sup>随<sup>28</sup>近人夫<sup>29</sup>。」とあり<sup>24</sup>、上番している兵士が少ない場合において、近隣の人夫の使役を許すとしている。ここから当時衛卒が四十人しか上番していなかつた大野城においては、城周辺の百姓が城の防衛・管理に必要な人的資源として、その定住が促されたものと考えられる。

ここで話を鞠智城に戻そう。先の事例は大野城の事例ではあつたものの、出土土器の質的な変化や、弘仁四年の軍備縮小のち、新羅に対する警戒感が高まつたことからは、鞠智城においても九世紀第1四半期以降、城の経営に必要な人的資源が周辺集落から供給されるようになったことが推測される<sup>25</sup>。

ここで注目すべきは、この時より鞠智城は、その経営基盤となる人的・物的資源の両方について、城周辺において生産・供給される管理・経営体制を有するようになったことである。この管理・経営体制は、蝦夷支配を自律的に展開できるよう、城柵に設けられた管

理・経営体制と同様のものであり、ここで鞠智城は、城柵と同様、自律性を有する組織として再編成されたと見做すことができよう。

### (3) 九世紀の鞠智城

前節でみた鞠智城の組織としての再編成は、当時の地域社会における鞠智城の位置づけにも変化をもたらしたと考えられる。すなわち九世紀中にて、軍団兵士制の縮小から解体、そして選士・統領制への段階的な移行に伴う兵員数の減少に伴っては、大宰府管内での有事における拠点間の軍糧や兵員などの輸送はもはや困難になっていたと推測される。そうした中であって、再編後の鞠智城は、人的・物的資源をある程度自給自足できる軍事拠点として位置していたため、特に肥後国内においてその戦略的な位置づけは確固たるものであったと考えられる。また、そうした鞠智城の位置づけを踏まえた上で注目したいのが次の史料である。

【史料17】『文徳天皇実録』天安二年六月己酉条

(上略) 大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舎悉破、青苗朽失。

九国二嶋尽被<sub>二</sub>損傷<sub>一</sub>。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不

動倉十一宇火。(下略)

この史料は天安二年(八五八)に、鞠智城内にあった不動倉十一棟が焼損した際の記事であり、これより天安二年の鞠智城内に不動倉が十一宇以上存在したことが確認される。

鞠智城に集積された不動穀の用途について、不動穀は非常の備えとされることから(渡邊一九八九)、これまでに大別して二つの説が提示されている。一つは、不動穀が鞠智城での消費を想定して集

積され、特に新羅の攻撃に備えた籠城用であったとするものである(鈴木二〇一八・藤井二〇二三)。またもう一つは、不動穀を大宰府の「独自財源」とするなど、その用途について、西海道諸国での利用を目的としたとする説である(向井二〇一四)。また、こうした視点からは、稲穀を敢えて険しい土地に築かれた鞠智城に集積する理由として、災害や略奪から守る「リスクマネジメント」とする説が示されている(赤司二〇一四)。

本稿の視点からは、これら不動穀は籠城用の食糧であったと考えられる。特に【史料8】でみたように、城柵の事例において城柵は経営を維持するにあたって、経営基盤である柵戸を保護する必要がある、有事においては柵戸を城内に収容し、食料を与えることでこれを保護した。

すると、城柵と同様の経営体制をとる鞠智城についても、有事においては経営維持のために、周辺集落や菊池郡の人々を城内に収容し、食糧を供給する必要があると考えられる。よって、鞠智城の不動穀についてはやはり籠城時の食糧であったと考えられる。

結局、九世紀の肥後国において、新羅が侵攻する事態は発生せず、十世紀に入って新羅への警戒感が薄れていく中、鞠智城もその役割を終え、十世紀半ばに廃絶へと至ったと考えられる。

おわりに

本稿では東北における城柵との比較から、鞠智城の機能及び社会的立場づけについて考察を加えた。このうち一章では、鞠智城の立地における設置目的およびその機能について、城柵の軍事機能および支援機能について比較検討を行った。

そこで、鞠智城の支援機能については直線距離にて六二キロメートルの距離にある大宰府に対しては認められるものの、一〇〇キロメートル以上離れた薩摩地域に対しては認められないとした。また、有明海方面から侵入する敵に対する鞠智城の軍事機能について、鞠智城と同じく交通の要衝に位置した由理柵と覚驚城の事例より、鞠智城においても軍事機能を有したと推測した。

また、築城当初の鞠智城と城柵との管理・経営体制について比較検討を行った。その結果として、城柵は不安定な地域での運用を想定し、有事には自律的な組織として機能することが可能であったのに対し、鞠智城の場合は、大宰府の指揮・管理下にて機能することを想定されていたため、自律的な組織として機能は有していなかったとした。

そして、九世紀における鞠智城の機能変化について考察を加え、大宰府管内における軍備縮小と、新羅に対する警戒感の高まりの中、鞠智城が新たに周辺集落を経営基盤に取り入れたことを明らかにした。そこで鞠智城では人的・物的資源の自給自足が可能な自律的な組織へと再編成され、肥後国における対新羅用の軍事拠点として機能したと結論付けた。

<sup>1</sup> 『養老令』職員令70大國条。なお「饗給」は『大宝令』では「撫慰」とされた。

<sup>2</sup> 『日本書紀』大化四年是歲条。

<sup>3</sup> 『日本後紀』延暦廿四年十二月壬寅条。

<sup>4</sup> 弘仁二年閏二月十一日の水害によって放棄された志波城に代わって、『日本後紀』閏二年閏二月辛丑条、徳丹城が造営されたのが最後となる。

<sup>5</sup> これら研究動向については木崎二〇一四。

<sup>6</sup> 玉造塞は大崎市の名生館官衙遺跡IV期にあった玉造柵が、同市の宮沢遺跡へと八世紀後半に移転した際に改名されたものとみられる（柳澤二〇〇七）。

<sup>7</sup> なお多賀城と胆沢城との間には、承平四年まで玉造塞が存在していたことが確認されるため、二年後のこの時にも存続していた可能性がある。しかし、玉造塞に比定される宮沢遺跡は九世紀中葉に廃絶しており、かつ史料には玉造塞への言及が一切ないことから、この時において玉造塞は既に廃止されていたと考えられる（鈴木一九九八・二〇一六）。

<sup>8</sup> 玉造塞から子波（志波）への軍糧輸送においても「粮運有艱」といった状況が生じていた（『続日本紀』延暦八年（七八九）六月庚辰条）。

<sup>9</sup> 『三代実録』元慶三年六月廿六日条。

<sup>10</sup> 公民身分であるため、移配に伴って数年間の給復を受けたのちは通常の公民と同様に税負担の義務を負った。

<sup>11</sup> 『日本書紀』齐明天皇元年七月己卯、同四年七月甲申条。

<sup>12</sup> 『続日本紀』宝龜十一年八月乙卯条。

<sup>13</sup> なお大野城においては「大野城司」という官司が存在したことが『類聚三代格』卷十八、貞観十八年三月十三日太政官符より確認できる。

<sup>14</sup> 『養老令』軍防令53城隍条。『大宝令』にも同様の条文があったことが『令集解』賦役令37雜徭条古記から確認できる。

<sup>15</sup> 同様の指摘は、貞観十二年において大宰府が大野城の器仗を管理する一方、鞠智城の器仗は管掌しなかったとみられることから指摘されている（西本二〇一五）。

<sup>16</sup> （佐藤二〇一四）や（里舘二〇一九）は大宰府を最上位として肥後国や菊池郡が管理に参加する重層的な管理体制が取られたとする。

<sup>17</sup> 『類聚三代格』卷一八、延暦十一年六月七日太政官符。

<sup>18</sup> 『三代実録』貞観十二年二月廿三日条。

<sup>19</sup> なお、大野城の糧米が大宰府の府庫に納められている事や、大宰権帥である行平がその窮状を訴えていることから、この頃の大野城は大宰府が管轄していたとみられる。

<sup>20</sup> 『類聚三代格』卷一八、天長三年十一月三日太政官符。

<sup>21</sup> 『日本三代実録』弘仁三年正月甲子条。

<sup>22</sup> 『日本三代実録』貞観十一年六月十五日条。

<sup>23</sup> 『日本三代実録』貞観十一年十二月五日条、同月廿八日条、『類聚三代格』卷一八、貞観十二年十二月廿八日太政官符。

<sup>24</sup> 注14参照。

<sup>25</sup> なお大野城で見られた衛卒は、その職掌が「大野城城修理」とあり、上番する山城が大野城に限定されているため、鞠智城には上番していなかったと考えられる。すると、鞠智城では衛卒が上番しない分、城の管理・経営に必要な人的資源については、その多くを周辺集落から確保する必要があったと考えられる。大野城における倉庫群の高い規格性が鞠智城においてみられない理由については、こうした衛卒の有無に由来するものと考えられる。

## 参考文献

- 赤司善彦二〇一四「古代山城の倉庫群の形成について」(『東アジア古文化攷』二、中国書店)。
- 五十嵐基善二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」(熊本県教育委員会『鞠智城と古代社会』三)。

今泉隆雄二〇一五「古代東北城柵の城司制」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館) 初出一九九〇)。

井上翔二〇一六「鞠智城と東北の城柵官衙」『鞠智城と古代社会』四)。

海野聡二〇一四「鞠智城の遺構の特徴と特殊性」『鞠智城跡Ⅱ 論考編Ⅰ』熊本県教育委員会)。

岡田有矢二〇二一「出土遺物からみた平安時代肥後国内における鞠智城の位置づけ」(熊本県教育委員会『鞠智城と古代社会』一〇)。

木崎康弘二〇一四「鞠智城遷置論」覚書(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ 論考2』)。

熊谷公男一九九〇「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集』歴史・地理学二一)。

熊谷公男一九九五「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」(虎雄俊哉編『律令国家の地方支配』、吉川弘文館)。

熊谷公男二〇〇七「城柵と城司」『東北学院大学東北文化研究所紀要』三九)。

熊谷公男二〇〇九「城柵論の復権」(『宮城考古』一一)。

熊本県教育委員会二〇一二『鞠智城跡Ⅱ—鞠智城跡第8—32次調査報告—』。

熊本県教育委員会二〇一四『ここまでわかった鞠智城』。

坂本経堯一九七九「鞠智城址に擬せられる米原遺跡について」(『肥後上代文化の研究』坂本経堯先生著作集刊行会 初出一九三七)。

佐藤信二〇一四「鞠智城の歴史的位置」(『鞠智城跡Ⅱ 論考編Ⅰ』熊本県教育委員会)。

里館翔大二〇一九「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」(『鞠智城と古代社会』七、熊本県教育委員会)。

鈴木拓也一九九八「九世紀陸奥国の軍制と支配構造」(『古代東北の支配構造』、吉川弘文館)。

鈴木拓也二〇一〇「軍制史からみた古代山城」（『古代文化』五七―九）。

鈴木拓也二〇一六「征夷の終焉と蝦夷政策の転換」（鈴木拓也編『三十八年戦争と蝦夷政策の転換』、吉川弘文館）。

鈴木拓也二〇一八「文献史料からみた古代山城の倉庫」（『溝漣』一六）。

築館町教育委員会二〇〇五『伊治城跡築館町文化財調査報告書第19集』。

鶴嶋俊彦一九九七「肥後国北部の古代官道」（『古代交通研究』七）。

鶴嶋俊彦二〇一〇「古代官道車路と鞠智城」（鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交流』、勉誠出版）。

永田英明二〇一六「古代東北の軍事と交通」（館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報Ⅰ』、吉川弘文館）。

中村太一二〇二〇「奥羽における駅路大系とその変遷」（『日本古代の都城と交通』、八木書店）。

西住欣一郎一九九九「発掘から見た鞠智城跡」（『先史学・考古学論究』Ⅲ、龍田考古学）。

西本哲也二〇一五「鞠智城と大宰府」（『鞠智城と古代社会』三、熊本県教育委員会）。

野本雄大二〇一七「一〇世紀における国家軍制と鞠智城」（『鞠智城と古代社会』五）。

能登原孝道二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」（熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ―論考Ⅰ―』）。

橋本裕「軍毅についての一考察」（『律令軍団制の研究 増補版』所収、吉川弘文館、一九九〇年、初出一九七三）。

平川南一九八二「古代における東北の城柵について」（『日本史研究』二三六）。

平川南二〇一四「古代における東北の城柵」（『律令国軍里制の実像 上』吉川弘文館、初出一九八二）。

藤井貴之二〇二三（『鞠智城と古代社会』十一、熊本県教育委員会）。

古垣玲一九八八「蝦夷・俘囚と夷俘」（『川内古代史論集』四）。

向井一雄二〇一四「鞠智城の変遷」（『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』、熊本県教育委員会）。

村田晃一二〇〇四「三重構造城柵論」（『宮城考古学』六）。

村田晃一二〇〇七「陸奥北辺の城柵と郡家」（『宮城考古学』九）。

柳澤和明二〇〇七「玉造柵」から「玉造塞」への名称変更とその比定遺跡（『宮城考古学』九）。

山内邦夫一九七〇「大宰府管内軍団制の解体について」（『史元』一〇）。

渡邊晃宏一九八九「平安時代の不動穀」（『史学雑誌』九八―一二）。

横田義章一九八三「大野城の建物」（『大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館）。

挿図・挿表出典

第一図…鶴島二〇一〇。

第二図…永田二〇一六。

第三図…築館町教育委員会二〇〇五年。

第一表…熊本県教育委員会二〇一〇。